

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成20年9月25日(2008.9.25)

【公開番号】特開2008-112700(P2008-112700A)

【公開日】平成20年5月15日(2008.5.15)

【年通号数】公開・登録公報2008-019

【出願番号】特願2006-296551(P2006-296551)

【国際特許分類】

H 01 R 13/639 (2006.01)

H 01 R 12/16 (2006.01)

H 01 R 13/648 (2006.01)

【F I】

H 01 R 13/639 Z

H 01 R 23/68 303 G

H 01 R 13/648

【手続補正書】

【提出日】平成20年8月8日(2008.8.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

互いに嵌合可能に構成された第1及び第2のコネクタを備えたものであって、それら第1及び第2のコネクタのそれぞれが、絶縁ハウジングを金属製の導電性シェルで覆う構成になされているとともに、前記両コネクタどうしの嵌合状態を保持又は解除するロック機構、及び前記第1及び第2のコネクタどうしを分離させる抜去機構が設けられた電気コネクタ装置において、

前記ロック機構は、前記第1及び第2のコネクタのいずれか一方側から他方側に掛けて回動操作されるように構成された単体のロックレバーと、

その単体のロックレバーを係合・離脱可能とするように前記第1及び第2のコネクタのいずれか他方側に設けられたロック係止部と、

を備え、

前記ロック機構のロック係止部が、前記第1及び第2のコネクタのいずれか他方側の前記導電性シェルに前記ロックレバーと係合・離脱可能に設けられているとともに、

前記ロック機構のロックレバーは、嵌合状態にある前記第1及び第2のコネクタどうしを抜き出して分離させる抜去機構を兼用する構成になされていることを特徴とする電気コネクタ装置。

【請求項2】

前記ロック機構のロックレバーは、前記第1及び第2のコネクタのいずれか一方側に長手方向両端部どうしを掛け渡すようにして回動可能に取り付けられていることを特徴とする請求項1記載の電気コネクタ装置。

【請求項3】

前記第1のコネクタに信号線が接続されるように構成されているとともに、前記第2のコネクタが配線基板側に接続されるように構成されていることを特徴とする請求項1記載の電気コネクタ装置。

【請求項4】

前記第1及び第2のコネクタが、前記配線基板の平面に対して略直交する方向に嵌合される垂直嵌合型コネクタとして構成されていることを特徴とする請求項3記載の電気コネクタ装置。

【請求項5】

前記ロック機構のロックレバーの両端部分が、前記第1及び第2のコネクタのいずれか一方側の前記絶縁ハウジングの長手方向両端部分に対してそれぞれ回動可能となるよう取り付けられていることを特徴とする請求項1記載の電気コネクタ装置。

【請求項6】

前記ロック機構のロックレバーは、当該ロックレバーの回動操作を容易化する操作補助部材が取付け又は取外し可能に構成されていることを特徴とする請求項1記載の電気コネクタ装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記目的を達成するため本発明では、互いに嵌合可能に構成された第1及び第2のコネクタを備えたものであって、それら第1及び第2のコネクタのそれぞれが、絶縁ハウジングを金属製の導電性シェルで覆う構成になされるとともに、前記両コネクタどうしの嵌合状態を保持又は解除するロック機構、及び前記第1及び第2のコネクタどうしを分離させる抜去機構が設けられた電気コネクタ装置において、前記ロック機構は、前記第1及び第2のコネクタのいずれか一方側から他方側に掛けて回動操作されるように構成された単体のロックレバーと、その単体のロックレバーを係合・離脱可能とするように前記第1及び第2のコネクタのいずれか他方側に設けられたロック係止部と、を備え、前記ロック機構のロック係止部が、前記第1及び第2のコネクタのいずれか他方側の前記導電性シェルに前記ロックレバーと係合・離脱可能に設けられているとともに、前記ロック機構のロックレバーは、嵌合状態にある前記第1及び第2のコネクタどうしを抜き出して分離させる抜去機構を兼用する構成になされている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】